平成２２年（フ）第３０１号
相模原市南区相模台６丁目１番15号　ファミーユやまもと101号室
債務者　中榮麻知子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月２日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３０４号
神奈川県座間市栗原中央５丁目22番23号
債務者　重元　友子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月２日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１０３号
栃木県小山市若木町３丁目６番28号
債務者　篠原登美子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１０４８５号
千葉県船橋市高根台３丁目３―242―107
債務者　水谷佐和子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０４８６号
東京都世田谷区世田谷４丁目１―12―203
債務者　小林　清司
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２７７号
神奈川県座間市相模が丘５丁目26番17号　トヨタコーポ105号
債務者　青木　　豊
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２８９号
相模原市中央区青葉２丁目７番12号
債務者　磯ケ谷末春
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２９０号
相模原市中央区青葉２丁目７番12号
債務者　磯ケ谷孝子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５６号
沖縄県中頭郡中城村字浜930番地
債務者　屋良　郁江（旧姓與那嶺）
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第８６号
岡山県津山市戸島252―１　Ｂ―203、住民票上の住所岡山県津山市院庄635番地
債務者　政本　恵美（旧姓藪元）
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月16日午前11時40分
岡山地方裁判所津山支部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第１号
茨城県神栖市柳川3967番地
破産者　有限会社小川運送
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第２号
茨城県神栖市柳川3967番地
破産者　小川　克政
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１２４号
埼玉県さいたま市南区白幡６丁目12番１号
破産者　株式会社ポニーランド
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１９８６号
名古屋市守山区森宮町162番地
破産者　有限会社神門巧芸
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３８２９号
名古屋市港区善進町４丁目７番地
破産者　新中川合板株式会社
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５６０号
名古屋市南区豊田１丁目35番20号
破産者　大和商事有限会社
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５８０号
名古屋市北区上飯田南町４―１上飯田南荘６棟421
破産者　株式会社日本フオーハンド
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部